

桑名市告示第119号

桑名市総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則及び基本方針（第6条・第7条）

第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条—第41条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条—第45条）

第3章 雑則（第46条・第47条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）（桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成27年桑名市規則第20号。以下「総合事業実施規則」という。）第3条第1号カに規定する総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）をいい、以下「総合事業通所介護サービス」という。）の事業の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び総合事業実施規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業通所介護サービス事業 総合事業通所介護サービスを行う事業をいう。
- (2) 指定総合事業通所介護サービス事業実施者 総合事業通所介護サービス事業を行うことにつき市長が法第115条の45の3第1項の指定をする者をいう。
- (3) 指定総合事業通所介護サービス 指定総合事業通所介護サービス事業実施者の指定に係る総合事業通所介護サービス事業を行う事業所により行われる総合事業通所介護サービスをいう。
- (4) 指定総合事業通所介護サービス事業所 指定総合事業通所介護サービス事業実施者が、指定総合事業通所介護サービスを行う事業所をいう。
- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 第1号事業支給費基準額 第5条第1項の規定により算定した費用の額をいう。

（事業の実施）

第3条 市は、次条に規定する対象者が、指定総合事業通所介護サービス事業所により行われる指定総合事業通所介護サービスの事業を利用した場合において、当該対象者に対し、当該事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給するものとする。

2 指定総合事業通所介護サービスの事業に係る施行規則第140条の63の6の規定による市町村が定める基準は、次章に規定するものとし、当該基準は同条第2号に該当するものとして定める。

3 第1項の規定による第1号事業支給費の支給に当たって、市は、指定総合事業通所介護サービス事業実施者として、次の各号のいずれかに該当する者又は該当することが確実な者を法第115条の45の3第1項の規定により指定するものとする。

- (1) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条

第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)

(対象者)

第4条 指定総合事業通所介護サービスの事業の対象者は、総合事業実施規則第5条第1号に規定する者とする。

(事業に要する費用の額)

第5条 施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定総合事業通所介護サービスに要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。
 - (2) 指定総合事業通所介護サービスに要する費用の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に規定する通所介護に係る1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
 - (3) 前2号の規定により指定総合事業通所介護サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 2 指定総合事業通所介護サービスに係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める割合は、100分の90とする。ただし、次に掲げる費用の額に係る当該割合は、100分の100とする。
- (1) 別表単位数表の総合事業通所介護サービス費のセ及びソの規定による加算に係る費用の額
 - (2) 別表単位数表の総合事業通所介護サービス費のタからツまでの規定による加算に係る費用の額のうち、前号に定める加算を基礎として算定される部分に相当する額。
- 3 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である対象者(次項に規定する対象者を除く。)に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である対象者に係る第1号事業支給費について第2項の規定を適用する場合においては、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 5 総合事業実施規則第10条の規定の適用を受ける対象者に係る第1号事業支給費について第2項の規定を適用する場合においては、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

第2章 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則及び基本方針

(指定総合事業通所介護サービスの一般原則)

第6条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
 - 3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - 4 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
 - 5 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、法人でなければならない。
 - 6 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの事業と次の各号のいずれかの事業とを同一の事業所において一体的に運営するものとする。
 - (1) 指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業
 - (2) 指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業
- (基本方針)

第7条 指定総合事業通所介護サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第8条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者が指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「総合事業通所介護サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定総合事業通所介護サービスの提供日ごとに、指定総合事業通所介護サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定総合事業通所介護サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定総合事業通所介護サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 介護職員 指定総合事業通所介護サービスの単位ごとに、当該指定総合事業通所介護サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定総合事業通所介護サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定総合事業通所介護サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定総合事業通所介護サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定総合事業通所介護サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定総合事業通所介護サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第22条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定総合事業通所介護サービス事業所の利用定員（当該指定総合事業通所介護サービス事業所において同時に指定総合事業通所介護サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護職員の員数を、指定総合事業通所介護サービスの単位ごとに、当該指定総合事業通所介護サービスを提供している時間帯に看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員（いずれも専ら当該指定総合事業通所介護サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
 - 3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの単位ごとに、第1項第2号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定総合事業通所介護サービスに従事させなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定総合事業通所介護サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
 - 5 前各項の指定総合事業通所介護サービスの単位は、指定総合事業通所介護サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定総合事業通所介護サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
 - 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 8 指定総合事業通所介護サービス事業実施者が指定通所介護等事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定総合事業通所介護サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第9条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定総合事業通所介護サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定総合事業通所介護サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第10条 指定総合事業通所介護サービス事業所は、食堂及び機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定総合事業通所介護サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定総合事業通所介護サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定総合事業通所介護サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定総合事業通所介護サービス事業実施者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定総合事業通所介護サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定総合事業通所介護サービス事業実施者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定総合事業通所介護サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定総合事業通所介護サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、総合事業通所介護サービス事業所の従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定総合事業通所介護サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定総合事業通所介護サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をす

る場合にあつては、指定総合事業通所介護サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定総合事業通所介護サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定総合事業通所介護サービス事業実施者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、正当な理由なく指定総合事業通所介護サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、当該指定総合事業通所介護サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定総合事業通所介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定総合事業通所介護サービス事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定総合事業通所介護サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の手續に係る援助）

第15条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、第4条に規定する対象者（以下「対象者」という。）に該当しない利用申込者については、対象者に該当するために必要な手續が既に行われているかどうかを確認し、手續が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該手續が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議（これに相当する会議を含む。）をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第17条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を利用するための援助)

第18条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていないときは、介護予防支援事業者等を紹介する等、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第19条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成27年桑名市告示第151号）の規定により作成されるケアプランを含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定総合事業通所介護サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第20条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスを提供した際には、当該指定総合事業通所介護サービスの提供日及び内容、当該指定総合事業通所介護サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定総合事業通所介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定総合事業通所介護サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定総合事業通所介護サービス事業実施者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定総合事業通所介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定総合事業通所介護サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げ

る費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定総合事業通所介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者に関する市への通知）

第23条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定総合事業通所介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第24条 総合事業通所介護サービス事業所の従業者は、現に指定総合事業通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第25条 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者の管理及び指定総合事業通所介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、当該指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者に第1節から次節までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第26条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定総合事業通所介護サービスの利用定員
- (5) 指定総合事業通所介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第27条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定総合事業通所介護サービスを提供できるよう、指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに、当

該指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者によって指定総合事業通所介護サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、総合事業通所介護サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、全ての総合事業通所介護サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、施行令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、適切な指定総合事業通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより総合事業通所介護サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、総合事業通所介護サービス従業者の資質向上のために、市が開催する桑名市地域ケア個別会議（桑名市地域ケア個別会議要綱（平成26年桑名市告示第206号）に規定する桑名市地域ケア個別会議をいう。以下同じ。）に諮る案件を積極的に受け持つものとする。
- 6 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、高齢者の社会参加の機会を確保するため、介護支援ボランティア制度等を活用し、事業に参加可能な高齢者をボランティアとして受け入れるよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第28条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定総合事業通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、総合事業通所介護サービス事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第29条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用定員を超えて指定総合事業通所介護サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第30条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第31条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、当該指定総合事業通所介護サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定総合事業通所介護サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、総合事業通所介護サービス従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定総合事業通所介護サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定総合事業通所介護サービス事業所において、総合事業通所介護サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

(掲示)

第32条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、総合事業通所介護サービス事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定総合事業通所介護サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第33条 指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、当該指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第34条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第35条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、提供した指定総合事業通所介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定総合事業通所介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定総合事業通所介護サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定総合事業通所介護サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者に対する指定総合事業通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者に対する指定総合事業通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、第10条第4項の指定総合事業通所介護サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第39条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定総合事業通所介護サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、総合事業通所介護サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定総合事業通所介護サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定総合事業通所介護サービス事業所において、総合事業通所介護サービス事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定総合事業通所介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者に対する指定総合事業通所介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 総合事業通所介護サービス計画
 - (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第43条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定総合事業通所介護サービスの基本取扱方針)

第42条 指定総合事業通所介護サービスは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、自らその提供する指定総合事業通所介護サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、指定総合事業通所介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、利用者に係る桑名市地域ケア個別会議が開催されるときは、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、総合事業通所介護サービス従業者を当該桑名市地域ケア個別会議に出席させるものとする。

(指定総合事業通所介護サービスの具体的取扱方針)

第43条 指定総合事業通所介護サービスの方針は、第7条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定総合事業通所介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した総合事業通所介護サービス計画を作成するものとする。
- (3) 総合事業通所介護サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、総合事業通所介護サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、総合事業通所介護サービス計画を作成した際には、当該総合事業通所介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、総合事業通所介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、総合事業通所介護サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該総合事業通所介護サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該総合事業通所介護サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該総合事業通所介護サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定総合事業通所介護サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて総合事業通所介護サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する総合事業通所介護サービス計画の変更について準用する。

(指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっての留意点)

第44条 指定総合事業通所介護サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメント（これに相当す

る課題の把握を含む。)をいう。)において把握された課題、指定総合事業通所介護サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第45条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第46条 指定総合事業通所介護サービス事業実施者及び指定総合事業通所介護サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定総合事業通所介護サービス事業実施者及び指定総合事業通所介護サービスサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(その他)

第47条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間は、第32条第3項の規定の適用については、同項中「指定総合事業通所介護サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

3 令和7年3月31日までの間は、別表単位数表の総合事業通所介護サービス費のア及びイの注5の規定は、適用しない。ただし、総合事業通所介護サービス費を算定している事業所が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

別表（第5条関係）

単位数表

総合事業通所介護サービス費

ア 総合事業通所介護サービス費（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1 369単位

(2) 事業対象者・要支援2 370単位

注1 第8条に定める介護職員の員数を置いているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所において、指定総合事業通所介護サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第23号に定める基準の例に該当する場合（看護職員に関する規定を除く。）は、同号に定めるところの例により算定する。

2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定総合事業通所介護サービスが必要とされた場合については(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定総合事業通所介護サービスが必要とされた場合については(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

3 (1)については、1週につき1回程度かつ1月につき5回、(2)については、1週につき2回程度かつ1月に10回を限度として、所定単位数を算定する。

4 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第131号の3に定める基準の例を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 大臣基準告示第131号の4に定める基準の例を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護又はくらしいき教室（通所型サービスC）（総合事業実施規則第3条第1号ケに規定するくらしいき教室（通所型サービスC）をいう。）を受けている間は、総合事業通所介護サービス費は、算定しない。

7 利用者が一の指定総合事業通所介護サービス事業所において指定総合事業通所介護サービスを受けている間は、当該指定総合事業通所介護サービス事業所以外の指定総合事業通所介護サービス事業所が指定総合事業通所介護サービスを行った場合に、総合事業通所介護サービス費は、算定しない。

8 指定総合事業通所介護サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定総合事業通所介護サービス事業所と同一建物から当該指定総合事業通所介護サービス事業所に通う者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、1回につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

9 利用者に対して、その居宅と指定総合事業通所介護サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

イ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サー

ビス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他総合事業通所介護サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した総合事業通所介護サービス計画を作成していること。

イ 総合事業通所介護サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ウ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

エ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、介護職員、生活相談員その他の職種の者（オの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は介護職員の員数が通所介護費等の算定方法第23号に定める基準の例（看護職員に関する規定を除く。）のいずれにも該当しない指定総合事業通所介護サービス事業所であること。

オ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は介護職員の員数が通所介護費等の算定方法第23号に定める基準の例（看護

職員に関する規定を除く。)のいずれにも該当しない指定総合事業通所介護サービス事業所であること。

カ 口腔機能向上加算

注 大臣基準告示第132号に定める基準の例に適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びキにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分の例に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

キ 一体的サービス提供加算 480単位

注 大臣基準告示第133号に定める基準の例に適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、オまたはカを算定している場合は、算定しない。

ク サービス提供体制強化加算

注 大臣基準告示第134号に定める基準の例に適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が利用者に対し指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分の例に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

(一) 事業対象者・要支援1 88単位

(二) 事業対象者・要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

(一) 事業対象者・要支援1 72単位

(二) 事業対象者・要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

(一) 事業対象者・要支援1 24単位

(二) 事業対象者・要支援2 48単位

ケ 生活機能向上連携加算

注 大臣基準告示第15号の2に定める基準の例に適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分の例に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

コ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 大臣基準告示第107号の2に定める基準の例に適合する指定総合事業通所介護サービス事業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養

スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

サ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて総合事業通所介護サービス計画を見直すなど、指定総合事業通所介護サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定総合事業通所介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

シ 事業所連携加算

- (1) 事業所連携加算(Ⅰ) 170単位
- (2) 事業所連携加算(Ⅱ) 340単位

注1 (1)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行い、かつ、ア(1)を算定している場合は、1月につき、所定単位数を加算する。

ア 複数の指定総合事業通所介護サービス事業所で構成するグループ（次に掲げる関係のいずれかに該当する指定総合事業通所介護サービス事業実施者に係る指定総合事業通所介護サービス事業所のみで構成するグループを除く。）（以下「事業所連携グループ」という。）において、利用者の自立支援及び重度化防止を目的に、資質向上に向けて実施する取組（以下「事業所連携グループ活動」という。）に、年間3回以上参加していること。

a 会社計算規則（平成18年法務省令13号）第25号に規定する関係会社であること。

b 同一人が法第70条第2項第6号に規定する役員等であること。

ウ 参加する事業所連携グループ活動のうち、少なくとも1回は、その内容が具体的な事例に対して適切な支援方法等について検討を行うものであつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

a 各指定総合事業通所介護サービス事業所（事業所連携加算を算定しない指定総合事業通所介護サービス事業所を除く。）の従業者が2名以上、当該事業所連携グループ活動に参加していること。

b aで参加する2名以上の従業者のうち、1名以上は、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は大臣基準告示第17号ハに規定する研修のうちいずれかを修了した介護従業者であること。

エ 参加する事業所連携グループ活動のうち、少なくとも1回は、その内容が利用者の社会参加等の支援や役割創出等について検討するものであつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

a 各指定総合事業通所介護サービス事業所（事業所連携加算を算定しない指定総合事業通所介護サービス事業所を除く。）の従業者が2名以上、当該事業所連携グループ活動に参加していること。

b 当該事業所連携グループ活動に生活支援コーディネーター（市が法第115条の45第2項第5号に規定する事業を委託した者が、当該事業の遂行に当たり配置する者をいう。）が参加していること。

オ 事業所連携グループにおいて、事業所連携グループ活動の記録を作成し、当該事業所連携グループ活動を実施した日の属する年度の3月末日までに当該記録を市に提出していること。

カ 指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者の資質の向上を図るため、当該指定総合事業通所介護サービス事業所ごとに作成した事業所連携グループ活動に係る記録又はオ

に規定する記録の写しを用いることにより、当該指定総合事業通所介護サービス事業所の従業者に対し、事業所連携グループ活動の内容を周知すること。

- 2 (2)について、注1アからカまでに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行い、かつ、ア(2)を算定している場合は、1月につき、所定単位数を加算する。

ス リハ職・認知症介護職配置加算

- (1) リハ職・認知症介護職配置加算(I) 115単位
(2) リハ職・認知症介護職配置加算(II) 230単位

注1 (1)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行い、かつ、ア(1)を算定している場合は、1月につき、所定単位数を加算する。

ア 算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当するものを管理者又は総合事業通所介護サービス従業者として常勤で1名以上配置していること。

- a 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は柔道整復師
b 大臣基準告示第17号ハに規定する研修のうちいずれかを修了した介護福祉士

イ 利用者の数又は介護職員の員数が通所介護費等の算定方法第23号に定める基準の例（看護職員に関する規定を除く。）のいずれにも該当しない指定総合事業通所介護サービス事業所であること。

- 2 (2)について、注1ア及びイに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行い、かつ、ア(2)を算定している場合は、1月につき、所定単位数を加算する。

セ 介護支援ボランティア加算 500単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行い、かつ、介護支援ボランティア活動（桑名市介護支援ボランティア制度実施要綱（令和2年桑名市告示第51号。以下「介護支援ボランティア要綱」という。）第2条第2号に規定する介護支援ボランティア活動をいう。以下同じ。）を行う意向がある利用者に対してアaからeまでの支援を行った場合であって当該利用者が介護支援ボランティア要綱第5条の規定による介護支援ボランティアの登録（以下「介護支援ボランティアの登録」という。）をした場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、介護支援ボランティア加算を算定しようとする月から起算して1年前までの期間において介護支援ボランティア加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 介護支援ボランティア活動を行う意向がある利用者に対して、次に掲げる支援を行っていること。

- a 当該利用者が行おうとする介護支援ボランティア活動について、当該介護支援ボランティア活動の参加に当たって解決すべき課題の把握及び当該介護支援ボランティア活動の受入機関等（介護支援ボランティア要綱第2条第4号に規定する受入機関等をいう。）の受入に係る条件及び介護支援ボランティア活動を行う環境の調整その他当該介護支援ボランティア活動を行うために必要となる支援
b 介護支援ボランティア活動に向けた機能訓練等の支援
c 別に市長が定める様式による介護支援ボランティア活動に係る計画の作成
d 利用者が介護支援ボランティアの登録をすることに対する支援
e 利用者が行う介護支援ボランティア活動に対する支援

イ 介護支援ボランティアの登録をした日の属する月から起算して3月後及び6月後にモニタリングを実施していること。

ソ チームオレンジ加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行い、かつ、認知症の診断を受けている利用者に対して、当該利用者が地域生活を継

続できるようイ a 及び b の支援を行った場合は、イ a に規定するオレンジプランに定めた支援をチームオレンジ等が開始した日の属する月から6月以内（利用者の入院等のやむを得ない理由により加算を算定できない場合は、6月に当該算定できない月数を加えた月数以内）の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ア 算定日が属する月の前3月間において、大臣基準告示第17号ハに規定する研修のうちいずれかを修了した者を管理者又は総合事業通所介護サービス従業者として1名以上配置していること。

イ 当該利用者に対して、次に掲げる支援を行っていること。

a 当該利用者を支援するチームオレンジ等（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和3年厚生労働省告示第29号）第一の七4（一）に規定するチームオレンジ等をいう。以下同じ。）に関わる者とともオレンジプラン（チームオレンジ等の役割分担などが明記された計画をいう。以下同じ）を作成すること。

b 当該利用者を支援するチームオレンジ等に関わる者に対して、サービス担当者会議の開催のほか1月につき1回以上のアドバイスや連携等のチームオレンジ等に対する支援を行っていること。

ウ オレンジプランに定めた支援をチームオレンジ等が開始した日の属する月から起算して3月後及び6月後にモニタリングを実施していること。

タ 介護職員処遇改善加算

注 大臣基準告示第136号に定める基準の例に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分の例に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからソまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからソまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 大臣基準告示第137号に定める基準の例に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分の例に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからソまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからソまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 大臣基準告示第138号に定める基準の例に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、市長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護サービス事業所が、利用者に対し、指定総合事業通所介護サービスを行った場合は、アからソまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。